

人ある限り人権を No.6



部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会（事務局）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722 倉吉市役所企画振興部人権局人権政策課

TEL0858-22-8130/FAX0858-22-8135

E-mail : iinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

2014年度第一次中央集会

人権の法制度の確立に向け継続した闘いを

二〇一四年度部落解放・人権政策確立要求第一次中央集会
が五月二十二日（木）東京憲政記念館で開催され、全国各地
から五八六人が参加しました。

2年ぶりとなる部落解放・人権政策確立要求二〇一四年度第一次中央集会には、鳥取県からは、竹内江府町長をはじめ智頭町、琴浦町の副町長など二〇人が参加しました。

集会では、開会あいさつで組坂繁之副会長、大谷暢顕会長から戸籍謄本等不正取得での身元調査事件、ネットを利用した差別情報の氾濫、ヘイトスピーチやヘイトクライムなどが台頭し人権救済制度の確立は急務な課題である。力を合わせ、ひるまず、恐れず、着実に頑張ろうとあいさつがありました。

西島藤彦事務局長の基調提案では、ヘイトスピーチや差別街宣は野放し状態である。サッカーJリーグ1部の差別横断幕問題や徳島県内を中心

とする遍路道での差別貼り紙なども

発生している。身元調査事件や土地

の問い合わせ事件では個人情報が発

買され、被差別部落を忌避する社会

意識が明らかとなっている。水平社

博物館や朝鮮学校への差別街宣は判

決で何れも差別だと明確にされたが、

現行法では差別そのものを訴えるこ

とはできず、名誉棄損や損害賠償で

対応するしかない現状がある。ネット

上の部落地名総鑑や差別情報にも



2014年度第1次中央集会（5月22日：東京 憲政記念館）



有効な対応策がない。このような実態をふまえ人権の法制度確立の第一歩として、人権侵害救済制度の確立をめざす強固な体制を再構築させるため、地元選出国會議員や自治体議員にも差別の現状と課題、政治責任、政府責任、国際的責務をしっかりと訴えようという提案がありました。

集会終了後、打ち合わせ後、鳥取県と秋田県選出十一人の衆参国會議員への要請行動を行いました。

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会第三十回総会・学習会

人権侵害救済法、差別禁止法の制定に向け活動強化を確認



石田会長のあいさつ

経過の確認と昨年度の事業報告・決算報告があり了承されました。そして、今もなおインターネット上に掲載されている同和地区の地図など確信的差別行為が発生している現状を踏まえ、差別禁止法と人権侵害救済法制定に向け、差別事件の現状と課題を広く県民に訴えるための啓発活動の強化などを盛り込んだ新年度事業計画・予算が承認され、今後も継

続した活動に取り組むことが確認されました。会長には、石田耕太郎倉吉市長が再任されました。また、戸籍謄本等の不正取得問題にかかわって、鳥取県内では二〇一年に合計二十三件、二〇一二年には合計十二件の不正取得が判明したことを踏まえ、県内の市町村で「事前登録型本人通知制度」が導入され

- 鳥取県実行委員会の新しい役員は、次のとおり
- 会長 石田耕太郎（倉吉市長）
 - 副会長 松本 昭夫（北栄町長）
 - 副会長 中田 幸雄（解放同盟県連委員長）
 - 副会長 永江多輝夫（南部町教育長）
 - 副会長 五十嵐美知義（連合鳥取会長）
 - 常任委員 深澤 義彦（鳥取市長）
 - 〃 野坂 康夫（米子市長）
 - 〃 中村 勝治（境港市長）
 - 〃 山下 一郎（琴浦町長）
 - 〃 景山 享弘（日野町長）
 - 〃 福井伸一郎（倉吉市教育長）
 - 〃 北尾 慶治（米子市教育長）
 - 〃 木下 法広（鳥取市教育長）
 - 〃 高木 政寛（若桜町教育長）
 - 〃 岩垣 博士（北栄町教育長）
 - 〃 石上 良夫（解放同盟県連副委員長）
 - 〃 由田 隆（解放同盟県連副委員長）
 - 監査委員 吉田 英人（八頭町長）
 - 監査委員 村上 成人（解放同盟連計）

部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会の二〇一四年度第三十回総会・学習会が五月二十八日（水）午後一時四十分から県立倉吉未来中心小ホールで開催され、県内各地から行政関係者、運動団体関係者、県民など約二五〇人の参加がありました。

総会では、鳥取県実行委員会が二〇一一年に取り組み一五〇〇〇人を集約した人権侵害救済法を求める署名活動、その後、2度にわたる鳥取県実行委員会独自の法務省に対する要請行動などこれまでの取り組みの



第30回総会（2014年5月28日：倉吉未来中心）



（3ページに続く）

任期は、二〇一六年の総会まで



(2ページからの続き)

昨年には、京都、埼玉、香川、山口、大分に続き全国では六番目となる県内すべての市町村で本人通知制度が導入されました。また、南部町では本年三月に、第三者請求のあったものの中で、不正な目的で利用されたことが明らかになった場合、町から本人に告知する「被害告知制度」を県内で初めて導入し、個人の権利侵害を防ぐ制度の導入が進められている報告がありました。



組坂繁之中央実行委員会副会長の講演（5月28日）

学習会では、組坂繁之中央実行委員会副会長（部落解放同盟中央執行委員長）を招き講演を受けました。

ヘイトスピーチやインターネット上の部落地名総鑑等の課題等、確信的差別行為が続発している。そして、国際的な潮流として、人権救済機関のある国は一〇四カ国、その内、パリ原則に基づく独立性のある救済機関を持つ国は六十九カ国、アジアで救済機関のない国は、中国、北朝鮮、日本だけである。国際的には日本は



人権赤字国、一日も早く救済機関を設置する必要がある。また、法制定をめぐる国会情勢等を分析しながら、

理解を示す良心的な国会議員は与野党におり議員立法も十分考えられる。人権侵害救済法は同和对策審議会「答申」が「差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること」と指摘してから四十九年、人権擁護推進審議会「答申」が人権侵害救済制度の確立を指摘し、自民党小泉内閣が人権擁護法案を国会に提出してから十二年、一昨年度民主党野田内閣による人権委員会設置法案を閣議決定しながら廃案となっている。

憲法草案に部落問題をいれるため努力した先人の遺志を受け継ぎ必ず人権侵害救済法を制定させよう。各都府県実行委員会による地元選出国會議員へ、法の必要性など丁寧な要請行動を地道に継続し、超党派による議員立法を視野に入れ必ず法制定を実現するために力を合わせて頑張ろうという講演がありました。

2014年度の取り組み

総会 期日 五月二十八日（水）

役員会 総会・学習会に合わせて開催する

役員会実務者会議

役員が所属する担当課による協議

中央要請行動について

第1次中央行動五月二十二日（木）

憲政記念館及び衆参国会議員会館

第2次中央行動（十月頃の予定）

又は、中央情勢等を勘案し県実行委員会独自の要請行動を検討（十月頃）

学習会・啓発活動について（予定）

一回目 期日 二〇一四年十月頃

二回目 期日 二〇一五年一月頃

会場 倉吉市内

実行委員会ニュースの発行

ホームページを活用した啓発活動

倉吉市のHPで人権・男女共同参画の「部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会」を閲覧ください。

二〇一四年一月三十一日(金)、午後から鳥取県実行委員会の二〇一三年度学習会を開催しました。今回は、今世間を大きく揺るがしているヘイトスピーチ(憎悪表現・差別扇動)の問題を二〇一三年に続いて取りあげました。

ヘイトスピーチを考える

(憎悪表現・差別扇動)

2013年度学習会：ハワイアロハホール

学校に通っていた保護者であり、龍谷大学法科大学院教授で裁判の支援者である金 尚均(キム サンギョ)教授を招いて講演会を開催しました。金教授は、この事件の裁判では、国連の人種差別撤廃条約を根拠にヘイトスピーチの違法性が認めら

れ、在特会は、一二二六万円の慰謝料を支払うとともに学校から半径二〇〇メートル以内での街宣活動を禁止するという画期的な判決が出された。水平社博物館に対する差別街宣も違法性が認められ、在特会は損害賠償を支払えという判決が出されている。ヘイトスピーチとは、人種、皮膚の色、国籍、民族などある属性を有する集団に対して貶めたり、暴力や差別的行為を扇動したりする侮辱的表現を行うことである。

しかし、何れの裁判も訴えた側が学校、博物館という特定の個人が被害者であることが認められたことに

よって名誉棄損が成立しており、街宣行為が不特定多数に向けられたものであれば差別を禁止する法律がない現状では、責任を問うことはできないという課題がある。

ヘイトスピーチは表現の自由の範疇にはなく、社会的平等を危険にさらす社会侵害的行為である。このような行為に歯止めをかけ、被害者を救済するための「差別禁止法」や「人権侵害救済法」など人権を保障する制度の確立が求められていると訴えた。

差別表現 法的措置に道

在日コリアン 喜びの声

在特会 今後も活動

法規制慎重意見も

The collage includes several news items:

- ヘイトスピーチで争える主な動き**: A timeline of events from 2008 to 2013, including the formation of the 'In-Parties' (在日特会) and various court cases.
- 差別表現 法的措置に道**: A headline about the possibility of legal action against hate speech.
- 在日コリアン 喜びの声**: A headline about the joy of Japanese Koreans regarding the court decisions.
- 在特会 今後も活動**: A headline stating that the 'In-Parties' will continue their activities.
- 法規制慎重意見も**: A headline mentioning cautious opinions on legal regulation.



2013年度学習会 (2014. 1. 31ハワイアロハホール)



The collage includes several news items:

- ヘイトスピーチ**: A headline about hate speech.
- 京都地裁判決 在特会に賠償命令**: A headline about the Kyoto District Court's decision ordering compensation for the 'In-Parties'.
- 朝鮮学校への街宣禁じる**: A headline about the court's decision to ban street protests in front of Korean schools.